

1章 核兵器不拡散条約(NPT)

- 1.1 NPT 設立に至る背景・経緯
 - 1.2 条約の内容
 - 1.3 署名・批准(加盟国)
 - 1.4 NPT 無期限延長
 - 1.5 運用検討会議の状況
 - 1.6 脱退問題
 - 1.7 我が国の取組み
- 出典及び参考文献

1. 核兵器不拡散条約(NPT)

(NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)

- 核不拡散の基本的な国際規範である NPT は、冷戦期に核兵器の脅威を軽減するため核兵器国・非核兵器国による核不拡散・核軍縮義務を規定、同時に原子力平和利用の権利を規定した国際約束
- 本条約に基づき、非核兵器国は IAEA との間に保障措置協定を締結し実施

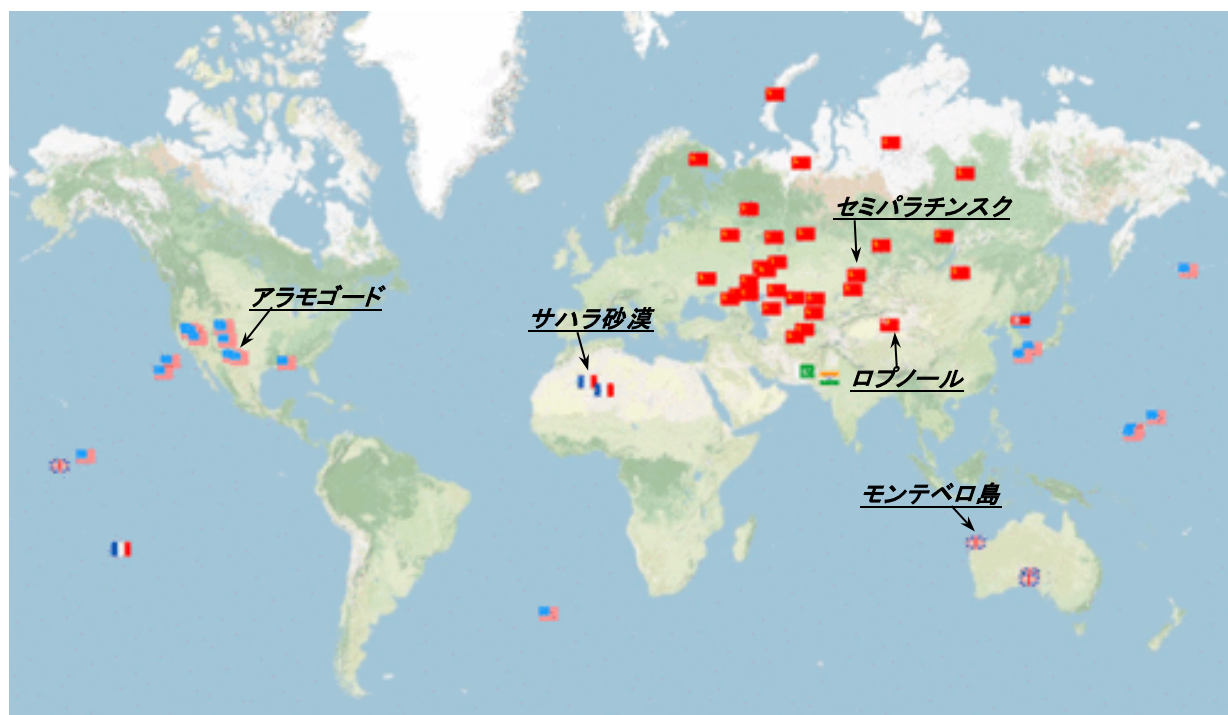


採択 1968/7/1	発効 1970/3/5
加盟国	191ヶ国(2016年6月現在)(北朝鮮を含む)
主な未加盟国	インド、イスラエル、パキスタン
条約文	<ul style="list-style-type: none"> 前文で本条約が核不拡散・核軍縮・平和利用を目的とすることを謳う 各条に締約国の義務・権利を規定、主な構成は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 第1条: 核兵器国の不拡散義務 第2条: 非核兵器国の拡散回避義務 第3条: 転用防止のための保障措置 第4条: 原子力平和利用の権利 第5条: 核爆発の平和的応用への利益提供 第6条: 核軍縮交渉 第7条: 地域的非核化条約 第8条: 改正・再検討 第9条: 署名・批准・加入・効力発生・核兵器国の定義 第10条: 脱退・有効期間 第11条: 正文
運用検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 条約第8条3項の規定に基づき、5年毎に開催され条約の運用を検討する会議 1995年の会議は条約の無期限延長のほか、本会議のための準備委員会を3年前より開催することを決定 2005年の会議は、北朝鮮、イラン問題に加え、CTBTを始めとする核軍縮問題について調整がつかず、合意文書の作成に至らず 2010年の会議は、核軍縮・核不拡散に対する国際協調の大きな潮流の中で行動計画を含む最終文書の採択に至る 2015年の会議は、中東非大量破壊兵器地帯構想について合意に至らず、最終文書の採択に至らず
脱退問題	<ul style="list-style-type: none"> 締約国の中で脱退を宣言したのは北朝鮮のみ(1993年と2003年の2度宣言) 現在、北朝鮮についてIAEAはNPT体制下にあるとしているが、国連安保理決議1695の記述に従うとNPT体制外にあるとも考えられ、判断が分かれる問題
日本の対応	署名 1970/2/3 国会承認 1976/5/24 批准書寄託 1976/6/8
	<ul style="list-style-type: none"> 我が国は、NPTの署名から批准まで6年を要し、慎重に対応 その最大の理由は、条約によって、原子力の平和利用の権利が侵害されないか、核兵器保有国と非保有国の格差につながらないか、という懸念から このため、署名の際に政府声明を発するとともに、外交努力を通じて懸念の払拭に努め、権利の確保等の諸点を明らかにした上で批准 小笠原諸島及び沖縄返還の際、本土並みの核抜きを担保するために国会答弁及び国会決議で確立された非核三原則は、日本がNPTを堅持することを表明した決意の表れ

1.1 NPT 設立に至る背景・経緯

1.1.1 世界の情勢

- ・1938 年、オットー・ハーン(ドイツ)、核分裂現象を発見
⇒ 発電等のエネルギー源とともに兵器への利用可能性を検討、間もなく始まった第二次世界大戦において軍事目的の開発が加速
- ・1945/7/16, 5:29:45(現地時間)、米国、アラモゴードで世界最初の核実験に成功(プルトニウム型原爆)
- ・1945/8/6 広島にウラン型原爆、1945/8/9 長崎にプルトニウム型原爆が投下
- ・旧ソ連、1946/12 天然ウラン・黒鉛減速炉での核分裂の連鎖反応に成功、1949/8/29 セミパラチンスクで原爆実験に成功
- ・1952/10/3 英国、オーストラリアのモンテベロ島で原爆実験に成功
冷戦が本格化、欧州では北大西洋条約機構(1949 年成立)とワルシャワ条約機構(1955 年成立)が「鉄のカーテン」を挟んで対立、米国と旧ソ連は激しい核軍備競争を展開
- ・水爆は 1952/11/1 米国が初の実験に成功。その後、1954/3/1 太平洋ビキニ環礁において日本の漁船第 5 福竜丸が被ばく、核爆発による深刻な被害が国際的に認知、懸念される契機に
- ・旧ソ連、1957/8/25 大陸間弾道ミサイル(ICBM)実験、1957/10/4 人工衛星スプートニク 1 号打上げに成功
- ・1958/1/31 米国、エクスプローラー 1 号の打上げに成功
⇒ 水爆弾頭つき ICBM、中距離弾道ミサイル IRBM、これを装備し得る原子力潜水艦等、各種新兵器の生産競争が激化
- ・1960/2/13 フランス、アルジェリアのサハラ砂漠で原爆実験に成功
- ・1964/10/16 中国、ロプノールで原爆実験に成功^[1]

図 1-1 核実験及び核爆弾投下の場所 (CTBTO-HP^[1]より転載)

1.1.2 アイルランドの問題提起

- ・国連第 14 回総会(1959)において、アイルランドは核兵器拡散防止の問題を総会で討議するよう要請
 - => 核兵器保有国の増加により国際緊張と世界平和維持の困難が増大、全面軍縮協定の達成を一層困難にするおそれを懸念
- ・1959/11/20 総会はこの問題の検討を 10ヶ国軍縮委員会に求める決議(resolution1380(XIV))を採択
 - 10ヶ国軍縮委員会:
 - 1959/9、米英仏ソの4ヶ国共同コミュニケにより、国連の枠外における軍縮交渉の場として、国連本部のあるニューヨークから離れたスイス・ジュネーブに設置が決定された「10ヶ国軍縮委員会」が母体
 - 当時の冷戦構造を背景として西側、東側それぞれのグループから各5ヶ国が参加
 - その後、非同盟諸国8ヶ国を加えた「18ヶ国軍縮委員会(ENDC)」(1962~1969)へ
- ・10ヶ国軍縮委員会がこの問題を検討することなく決裂、アイルランドは再びこれを第 15 回総会(1960)の議題とするよう要請
- ・1960/11/20 総会は、核兵器をより広く拡散するのを防止することについての合意が未決であるため、核兵器国と非核兵器国の双方に、拡散に繋がる行動を一旦自発的に差し控えることを求める決議(resolution 1576(XV))を採択
- ・アイルランドは、第 16 回国連総会(1961)において「管理査察を伴う核兵器拡散防止協定の早期締結を要請する」旨の決議案を提出
- ・決議案は政治委員会において審議、可決後、12/4 の総会本会議において、表決せず全会一致をもって採択(resolution1665(XVI))

1.1.3 米ソの提案から条約発効まで

[1] 1965 年

- ・8/17 米国、国連の 18ヶ国軍縮委員会に核兵器の不拡散を目的とした条約(NPT)の草案を提出^[2]

資料 1-1 核兵器拡散防止米国条約案^[2]旧
条
約
案

(前文省略)

第一条(核保有国の義務)

- 1 本条約締約国たる核保有国は、直接的に、または軍事同盟を通じて間接的に、核兵器を非核保有国の国家管理(コントロール)に移譲しないことを約束する。また、核保有国は、核兵器を使用する独立の権能を有する国および他の機構の総数を増加せしめるようないかなるその他の行動もとらないことを約束する。
- 2 本条約締約国たる核保有国は非核保有国の核兵器製造を援助しないことを約束する。

第二条(非核保有国の義務)

- 1 本条約締約国たる非核保有国は、核兵器を製造しないことを約束する。非核保有国は、直接的に、または軍事同盟を通じて間接的に、兵器を自国の国家管理(コントロール)に移すことを求めないことを、またはこれを受領しないことを約束する。また、非核保有国は、核兵器を使用する独立の権能を有する国および他の機構の総数を増加せしめるようないかなるその他の行動もとらないことを約束する。
- 2 本条約締約国たる非核保有国は、核兵器製造に関する援助を求めないこと、またはこれを受領しないこと、もしくは自らかかる援助を供与しないことを約束する。

第三条(保障措置)

本条約の締約国は、国際原子力機関の保障措置ないし類似の国際的保障措置を、あらゆる平和的原子力活動に適用することを促進するよう協力することを約束する。

第四条(定義)

本条約において

- (A) 「核保有国」とは・・・(年月日)現在核兵器を使用する独立の権限を有する国を言う。
- (B) 「非核保有国」とは核保有国でない国を言う。

(第五条以下省略)

旧
条
約
案

- ・第 20 回国連総会、18ヶ国軍縮委員会の報告、及び 9/24 旧ソ連提出の核拡散防止条約案を基礎として、核拡散防止問題を審議

資料 1-2 核兵器不拡散条約ソ連案^[2]旧
条
約
案

(前文省略)

第一条(核保有国の義務)

- 1 核兵器を保有する締約国は、いかなる形においても一直接あるいは間接たると、第三国あるいは国家群を通ずると否とを問わず一核兵器を、核兵器を保有しない諸国あるいは国家群の所有または管理に移譲せず、かつ、前記諸国あるいは国家群に対し核兵器の所有、管理または使用に参加する権利を与えないことを約束する。

前記の締約国は核兵器を保有しない諸国の軍隊または軍人に対し、たとえその軍隊または軍人がなんらかの軍事同盟の指揮下におかれている場合であっても、核兵器を移譲せず、核兵器の管理、または核兵器の配備ならびに使用に関する管理を移譲しないものとする。

- 2 核兵器を保有する締約国は、直接あるいは間接たると、第三国あるいは国家群を通ずると否と

を問わず、現に核兵器を保有しない諸国に対し、核兵器の製造、製造準備またはこれら兵器の実験を援助せず、かつ、その他核兵器の製造もしくは使用のため利用され得る製造上、研究上、その他のいかなる情報または資料をも移譲しない旨約束する。

第二条（非核保有国の義務）

- 1 核兵器を保有しない締約国は、単独たると他国との共同によると、自国領域におけると他国領域におけるとを問わず、核兵器の開発、製造または製造の準備を行なわない旨約束する。また核兵器を自国の所有、管理あるいは使用のため、いかなる形においても一直接たると間接たると、第三国あるいは国家群を通ずると否とを問わず一受領することを差控え、核兵器の所有、管理あるいは使用ならびに実験に参加しない旨約束する。

前記の締約国は自国の軍隊または軍人のために、たとえこれら軍隊または軍人がなんらかの軍事同盟の指揮下におかれている場合であっても、核兵器、核兵器の配置および使用に関する管理を入手しようとししないものとする。

- 2 核兵器を保有しない締約国は核兵器を保有する国から核兵器の製造に対する援助、あるいは核兵器の製造もしくは使用のため利用され得る製造上、科学研究上、その他の関係ある情報および資料を受領しない旨約束する。

第三条（締約国の義務）

本条約締約国は核兵器の所有、製造または管理を得ようとする諸国に対していかなる支持、奨励または誘因を与えることをも差控えるものとする。

（第四条以下省略）

- ・11/19, 18ヶ国軍縮委員会に対し核拡散防止条約締結の審議を求める決議 (resolution2028(XX))を、賛成 93(日本を含む)、反対なし、棄権 5(キューバ、フランス、パキスタン、ルーマニア、ギニア)で採択

資料 1-3 核拡散防止条約締結の審議を求める決議 resolution2028(XX)^[2]

（前文省略）

第一条（核保有国の義務）

- (i) 条約は、直接または間接に核兵器の拡散を許す「抜け穴」を含むものでないこと。
- (ii) 条約は、核保有国、非核保有国の間における責任と義務の均衡を保つものであること。
- (iii) 条約は、全面完全軍縮、特に核軍縮実現に向っての一步たるべきこと。
- (iv) 条約は、その有効性を確保するための受諾可能で、かつ、実施可能な規定を含むべきこと。
- (v) 核兵器の「完全な不存在」を確保するために、各国家群が、地域的条約を締結する権利を害しないものであること。

[2] 1966年

- ・18ヶ国軍縮委員会、核不拡散問題の審議を開始
- ・11/4 国連総会において、条約の合意を妨げる核兵器の拡散に繋がる行動を停止し、核不拡散条約の早期締結に向けて努力することを求める決議(resolution2149(XXI))を採択
- ・11/17, 18ヶ国軍縮委員会に対して、核拡散防止の問題を優先的に取り扱うこと、また、非核兵器国の安全保障の問題を考えるように求める決議(resolution2153(XXI))を採択

[3] 1967 年

- ・2月下旬から再開された18ヶ国軍縮委員会でさらに審議を重ねた結果、8/24 米ソ両国は18ヶ国軍縮委員会に同一内容の条約案を提出
- ・12/19 国連総会は、18ヶ国軍縮委員会に対して1968/3/15までに、核拡散防止に係る交渉についての報告を求める決議(resolution2346(XXII))を採択

[4] 1968 年

- ・1/18 米ソ両国から前年8月の条約案に対する改訂案が提出
- ・18ヶ国軍縮委員会による改訂案の審議を経て、米国とソ連は条約案に改訂を加え、3/11再改訂案として18ヶ国軍縮委員会に提出、18ヶ国軍縮委員会は国連総会へ回付
- ・4/24、国連第22回総会が再開され、この案を審議討論
- ・米ソ両国は、主に前文、第IV条、第V条における原子力平和利用に関する規定をさらに強化する等の修正を施した改訂案を再提出
- ・この条約を推奨する決議案は6/10の第1委員会で賛成92、反対4、棄権22、欠席6で採択
- ・6/12の本会議において決議(resolution2373(XXII))が賛成95(日本を含む)、反対4、棄権21で採択
- ・7/1 条約はワシントン、ロンドン及びモスクワの3ヶ所で署名開放

[5] 条約の発効

- ・1970/3/5 批准書寄託国が43ヶ国を超え、条約9条3項に定めた発効要件に基づき同条約は正式に発効
 - => NPT 第9条3項: この条約は、その政府が条約の寄託者として指定される国(英、ロ、米)及びこの条約の署名国である他の40の国が批准しかつその批准書を寄託した後に、効力を生ずる(以下略)

1.2 条約の内容

条約は、国連公用語である英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語をひとしく正文とする

条約の英文と和訳は以下のとおり^[3]